

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の実施規程

〔 昭和46年 3月23日
本部訓令第11号 〕

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の実施規程を次のように定める。

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）を支給する職員の登録及び指定並びに手当の支給手続その他規則の実施について必要な事項を定めるものとする。

(職員の登録等)

第2条 規則第2条に規定する職員に係る登録は、人事管理業務（人事記録の取扱いに関する訓令（平成28年兵庫県警察本部訓令第10号）第4条第1項に規定する人事管理業務をいう。）又は電子情報処理組織（警察職員給与事務取扱規程（昭和50年兵庫県警察本部訓令第10号）第16条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により所属長が行うものとする。

2 勤務時間管理員（兵庫県警察職員勤務規程（昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号。以下「勤務規程」という。）第55条の5に規定する者をいう。以下同じ。）は、別表第1の該当職員欄に掲げる職員として登録された職員が、作業等の区分欄の作業を行ったときは、電子情報処理組織を使用してシステム入力（電子情報処理組織による給与事務取扱要領の制定について（昭和50年兵警務例規第7号）第1の2の(8)に規定するシステム入力をいう。以下同じ。）をするものとする。

3 勤務時間管理員は、給与事務担当者（警察職員給与事務取扱規程（昭和50年兵庫県警察本部訓令第10号。以下「給与事務取扱規程」という。）第6条に規定する者をいう。）にシステム入力を行わせることができる。

(指定等)

第3条 規則第2条の規定により本部長が指定する職員は、別表第2の指定職員欄に掲げるものとする。

2 別表第2の指定職員欄に掲げる職員が、別表第2の作業等の区分欄の作業を行ったときは、システム入力するものとし、前条第2項及び第3に規定するシステム入力に準じて行うものとする。

(職員が作業に従事した場合の措置)

第4条 職員が別表第3の作業等の区分の作業を行ったときは、システム入力するものとし、第2条第2項及び第3に規定するシステム入力に準じて行うものとする。

(所属を兼務する職員に係る措置)

第5条 第2条から前条の場合において、所属を兼務する職員が兼務所属で特殊勤務に従事したときは、兼務所属の所属長は、当該職員に係る特殊勤務への従事の状況を翌月2日までに本務所属の所属長に通知するものとする。

(システム入力が適当でない場合の措置)

第6条 本部長は、第2条から第4条までに規定するシステム入力のうち、適当でないと認めるものがあるときは、その旨を所属長に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

(警察職員の特殊勤務手当に関する実施規程等の廃止)

2 警察職員の特殊勤務手当に関する実施規程（昭和35年兵庫県警察本部訓令第32号。以下「旧規程」という。）及び警察職員の特殊勤務手当に関する実施規程の運用について（昭和43年兵警務例規第19号の3）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に、旧規程に基づいて行われた職員の登録及び指定は、この規程の

相当規定により行われたものとみなす。

(東日本大震災に対処するための手当の特例)

- 4 規則附則第6項に規定する本部長が定める施設は免震重要棟、新事務棟及び新事務本館とし、同項に規定する本部長が定める原子炉建屋は東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機から4号機までの原子炉建屋とする。

(手当の特例に係る作業のシステム入力)

- 5 勤務時間管理員は、職員が、警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第50号。以下「条例」という。)附則第5項の規定により読み替えて適用する条例第2条第1項第14号の作業、条例附則第6項の規定により読み替えて適用する条例第2条第1項第15号の作業、条例附則第7項に規定する作業又は条例附則第12項の規定により読み替えて適用する条例第2条第1項第1号、第1号の2、第11号若しくは第15号の作業に従事したときは、当該作業の内容をシステム入力し、所属長の確認を得なければならない。

附 則 (昭和47年3月30日本部訓令第8号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記様式第4号及び第6号と同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和48年3月20日本部訓令第6号)

(施行期日)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年8月17日本部訓令第26号)

この訓令は、昭和48年8月17日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月18日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日本部訓令第6号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記様式第1号及び第5号と同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和52年3月30日本部訓令第7号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記様式第7号から第10号までと同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和52年6月1日本部訓令第12号)

この訓令は、昭和52年6月7日から施行する。

附 則 (昭和53年3月31日本部訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記様式第6号と同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和54年3月30日本部訓令第6号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記様式第7号から第10号までと同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和55年4月1日本部訓令第12号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記様式第8号と同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和56年4月1日本部訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記様式第4号と同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和58年4月1日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月31日本部訓令第13号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の実施規程に基づいて行われた職員の登録及び指定は、この訓令の相当規定により行われたものとみなす。

3 改正前の様式(別記様式第2号を除く。)は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和60年3月11日本部訓令第6号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際現に改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の実施規程に基づいて行われた職員の登録は、この訓令の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 (昭和61年4月1日本部訓令第5号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の規定によって作成された帳票は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (昭和62年2月27日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日本部訓令第11号)

(施行期日)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月26日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年5月10日本部訓令第12号)

この訓令は、平成元年5月13日から施行する。

附 則 (平成2年3月28日本部訓令第14号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に作成している帳票は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成3年3月27日本部訓令第6号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に作成している帳票は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成4年4月1日本部訓令第15号)

(施行期日)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月6日本部訓令第27号)

この訓令は、平成4年6月6日から施行する。

附 則 (平成5年3月29日本部訓令第7号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月28日本部訓令第6号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月1日本部訓令第33号)

この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月11日本部訓令第3号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月19日本部訓令第6号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日本部訓令第10号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月14日本部訓令第3号)

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日本部訓令第11号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日本部訓令第12号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月18日本部訓令第36号)

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日本部訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に作成している帳票は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成20年3月28日本部訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日本部訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に作成している帳票は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成26年3月24日本部訓令第5号)

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月3日本部訓令第8号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に作成している帳票は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成28年12月26日本部訓令第27号)

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月16日本部訓令第1号)

この訓令は、平成29年1月16日から施行し、改正後の附則第4項の規定は、平成28年10月4日から適用する。

附 則 （平成29年5月11日本部訓令第12号抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成29年5月11日から施行する。

附 則 （平成29年12月22日本部訓令第27号抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月27日本部訓令第15号抄）
この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則 （令和2年5月20日本部訓令第19号）
この訓令は、令和2年5月20日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 呼称 | 作業等の区分 | 該当職員 |
|-----------|---|---|
| 捜査本部作業 | 捜査本部において、主として私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業 (条例第2条第1項第1号の作業) | 捜査本部員 |
| 刑事作業 | 捜査本部以外において、主として私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業 (条例第2条第1項第1号の作業) | 当該作業に専従する職に任命され、又は要員に指名された職員 |
| 鑑識作業 | 指紋、手口、足痕跡若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識又は理化学、法医学、心理学若しくは銃器弾薬等の知識を利用して行う鑑定作業 (条例第2条第1項第2号の作業) | 当該作業に専従する職に任命された職員（以下「専従する職員」という。） |
| 自動二輪車運転作業 | 高速道路等（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道及び同法第48条の4第1項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）以外の道路における交通取締用自動車の運転作業 (条例第2条第1項第3号の作業) | 交通取締用自動二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に規定する緊急自動車として公安委員会が指定した自動車に限る。）の運転作業に専従する職員 |
| 無線車運転作業 | 高速道路等以外の道路における無線自動車の運転作業 (条例第2条第1項第3号の作業) | 警ら用無線自動車、交通取締用無線自動車又は機動捜査用無線自動車の運転作業に専従する職員 |
| 特殊車運転作業 | 特殊自動車の運転作業 (条例第2条第1項第4号の作業) | 運転免許試験場の施設外において行う運転免許試験車の運転作業に専従する職員 |
| 交通捜査作業 | 人の死傷（軽傷を除く。）を伴う交通事故事件の捜査、暴走族の取締り及び悪質又は危険な交通法令違反の検挙を目的として行う検問（以下「悪質交通事件捜査等」という。）の作業のうち、高速道路等におけるもの (条例第2条第1項第6号の作業) | 交通部高速道路交通警察隊員のうち、交通捜査作業に専従する職員 |
| | 悪質交通事件捜査等の作業のうち、高速道路等以外の道路におけるもの (条例第2条第1項第6号の作業) | 交通捜査作業に専従する職員（交通部高速道路交通警察隊員を除く。） |
| | 悪質交通事件捜査等の作業に伴う交通整理、歩行者の保護活動、渋滞時の交通誘導、緊急時の避難誘導等の作業 | 交通捜査作業に専従する職員 |

| | | |
|----------|---|--|
| | (条例第2条第1項第6号の作業) | |
| 警ら作業 | 警ら作業 (条例第2条第1項第8号の作業) | 地域部鉄道警察隊員のうち当該作業に専従する職員、交番及び駐在所の勤務員、直轄警ら隊員又は本部長の出動命令により、当該作業に従事する警備部機動隊員 |
| 検視作業 | 検視及び解剖立会作業 (条例第2条第1項第15号の作業) | 刑事部捜査第一課に勤務する警部以上の階級にある職員のうち、検視及び解剖立会に専従する職員 |
| 身辺警護等作業 | 身辺警護等作業 (条例第2条第1項第16号の3の作業) | 警備部警備課に勤務する職員のうち、身辺警護等の作業に専従する職員 |
| 航空従事者の業務 | 航空従事者の業務 (条例第2条第1項第22号の業務) | 航空従事者(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第3項に規定する者をいう。)の業務に従事する職員 |
| 爆発物処理作業 | 爆発物又はその疑いのある物の処理作業 (条例第2条第1項第18号の作業) | 刑事部長、生活安全部長及び警備部長が所属職員のうちから爆発物処理要員に指定した職員その他緊急措置として別に指定する作業に従事する職員 |

注 1 「専従する職」とは、該当する作業に係る事務を分掌する系の職をいう。

2 「専従する要員」とは、捜査本部その他一定期間継続する捜査のための体制の要員をいう。

別表第2 (第3条関係)

| 呼称 | 作業等の区分 | 指定職員 |
|------------|---|------------------------|
| 海外犯罪情報収集作業 | 日本国外において、特定の個人又は団体についての犯罪に関する調査で、現地の公的機関に所属する職員等が同行せず、従事する時間が1時間以上であり、かつ、危険な地域において行う情報収集作業 (条例第2条第1項第1号の3の作業) | 本部長の命令を受けて、当該作業に従事する職員 |
| 遠隔地水上警戒業務 | 海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示(平成24年警察庁、海上保安庁告示第1号。以下「平成24年離島告示」という。)18の項に掲げる区域内に存する離島の基線(領海及び接続水域に関する法律(昭和52年法律第30号)に定める基線をいう。以下同じ。)に基づき設定された領海内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国政府が所有し、又は運航する船舶(以下「外国公船」という。)の間近に接近して進路規制、警告等を行う | 本部長の命令を受けて、当該業務に従事する職員 |

| | | |
|--------|---|--|
| | 海上保安庁の巡視船（以下「巡視船」という。）に乗り組んで行う警戒業務（条例第2条第1項第1号の4の業務） | |
| | 平成24年離島告示18の項に掲げる区域内に存する離島の基線に基づき設定された領海又は接続水域内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国公船が日本船舶に対してだ捕等を行うことを防止するため、当該外国公船等の間近に接近した上で、当該外国公船に対して進路規制、警告等を行う巡視船に乗り組んで行う警戒業務（条例第2条第1項第1号の4の業務） | |
| 立入検査作業 | 火薬類又は高圧ガスの取締り（高圧ガスの取締りについては、ガスの漏えい等のおそれがある現場において行うものに限る。）のため、立入検査を行う作業（条例第2条第1項第12号の作業） | 火薬類事務取扱規程（平成30年兵庫県警察本部訓令第15号）第17条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、本部長又は警察署長が指定した職員 |
| 潜水作業 | 潜水作業（条例第2条第1項第13号の作業） | 警備部機動隊長が、機動隊員のうちから潜水隊員に指定した者及び過去において潜水隊員であって当該作業に従事したことがある者又は当該作業に必要な資格等を有する者のうち、所属長が指定した職員 |
| 災害救助作業 | 災害現場における救助作業（条例第2条第1項第14号の作業） | 災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置されたもの、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたもの又は兵庫県警察災害警備計画（平成26年兵警察災例規甲第12号）に基づく兵庫県警察災害警備本部若しくは兵庫県警察大規模事故災害初動措置要綱（平成29年兵庫県警察本部訓令第12号）に基づく兵庫県警察大規模事故災害対策本部を設置したものに限り。）が発生した場合において、現場に出動し、遭難者等の捜索救助、被害状況の把握、避難の誘導等危険若しくは困難を伴う作業に2日以上従事する職員又は著 |

| | | |
|------------|---|---|
| | | しく危険であると本部長が認める人命救助作業に従事する職員 |
| 救助作業 | 災害現場以外における救助作業 (条例第2条第1項第14号の作業) | 警備部機動隊長が、機動隊員のうちからレインジャー隊員に指定した者及び過去においてレインジャー隊員であって当該作業に従事したことがある者又は当該作業に必要な資格等を有する者のうち、所属長が指定した職員 |
| 国際緊急援助活動業務 | 国際緊急援助活動業務 (条例第2条第1項第16号の2の業務) | 国際警察緊急援助隊規程(昭和63年兵庫県警察本部訓令第9号)第4条第2項の規定により本部長が指名した職員 |
| 夜間特殊業務 | 夜間特殊業務 (条例第2条第1項第17号の作業) | 勤務規程第31条に規定する駐在所勤務に服する職員、勤務規程第32条に規定する8時間3交替毎日勤務に服する職員、勤務規程第32条の2に規定する隔日勤務に服する職員及び勤務規程第32条の3に規定する循環交替勤務に服する職員 |
| 緊急呼出夜間処理作業 | 突発事件又は突発事故に伴う緊急呼出しを受けて行う夜間処理作業 (条例第2条第1項第25号の作業) | 所属長が、当該作業に従事(勤務官署又はこれに準ずる場所以外から従事する場合に限る。)することを命じた職員。ただし、管理職手当受給者を除く。 |

別表第3 (第5条関係)

| 呼称 | 作業等の区分 |
|--------------|---|
| 銃砲等特別作業 | 銃砲等を使用又は所持する被疑者の逮捕等作業 (条例第2条第1項第1号の2の作業) |
| 船舶運航作業 | 警察用船舶の運航作業 (条例第2条第1項第5号の作業) |
| 看守作業 | 看守作業 (条例第2条第1項第11号の作業) |
| 死体取扱作業 | 死体取扱作業 (条例第2条第1項第15号の作業) |
| 核原料物質等輸送警備作業 | 核原料物質等輸送警備作業 (条例第2条第1項第16号の3の作業) |
| 特殊危険物質等処理作業 | 特殊危険物質等による危険区域内における作業 (条例第2条第1項第18号の作業) |
| 航空機に搭乗して行う作業 | 航空機に搭乗して行う作業 (条例第2条第1項第23号の作業) |